



平成 28 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社 ダイセキ環境ソリューション
代表者名 代表取締役社長 二宮 利彦
コード番号 1712 (東証・名証各第一部)
問合せ先 取締役企画管理本部長 村上 実
電話番号 052 (611) 6350 (代表)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 6 日開催の取締役会において、平成 28 年 5 月 25 日開催予定の第 20 期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行すること及び「定款一部変更」を平成 28 年 5 月 25 日開催予定の第 20 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事について」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指してまいります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 5 月 25 日に開催を予定している第 20 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)による改正後の会社法(以下、改正会社法といいます。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。
- ② 改正会社法により、会社法第 427 条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約に関する規定を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）

平成 28 年 5 月 25 日

定款変更の効力発生日（予定）

平成 28 年 5 月 25 日

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|------------------------------------|---|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条～第3条 (条文省略) | 第1条～第3条 (現行どおり) |
| (機 関) | (機 関) |
| 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 | 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会 | (1) 取締役会 |
| (2) <u>監査役</u> | (2) <u>監査等委員会</u> |
| (3) <u>監査役会</u> | (削除) |
| (4) <u>会計監査人</u> | (3) <u>会計監査人</u> |
| 第5条～第18条 (条文省略) | 第5条～第18条 (現行どおり) |
| 第4章 取締役及び取締役会 | 第4章 取締役及び取締役会 |
| (取締役の員数) | (取締役の員数) |
| 第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。 | 第19条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、7名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、 <u>5名以内とする。</u> |
| (新設) | |
| (取締役の選任方法) | (取締役の選任方法) |
| 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 | 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| (取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設) | (取締役の任期) 第 21 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> |
| (新設) | (補欠の監査等委員である取締役の予選の効力) 第 22 条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 |
| 第 22 条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 | 第 23 条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 |
| 第 24 条～第 26 条 (条文省略) | 第 25 条～第 27 条 (現行どおり) |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| (新設) | <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| (取締役の報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> |
| (新設) | <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| <u>第 5 章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役の員数)</u> 第 28 条 当会社の監査役は、5名以内とする。 | (削除) |
| <u>(監査役の選任方法)</u> 第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> | (削除) |
| <u>(監査役の任期)</u> 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> | (削除) |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| (常勤の監査役) <u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> | (削除) |
| (監査役会の招集通知) <u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 | (削除) |
| (監査役会の決議方法) <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> | (削除) |
| (監査役の報酬等) <u>第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u> | (削除) |
| (新設) | 第5章 監査等委員会 |
| (新設) | (監査等委員会の招集通知) <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| 第6章 計 算 第35条～第38条 (条文省略) | 第6章 計 算 第32条～第35条 (現行どおり) |